

三豊市公告第 42 号

次のとおり一般競争入札を行うので、三豊市契約規則(平成 18 年規則第 64 号)第 7 条及び三豊市市有地処分規程(平成 19 年告示第 1 号)第 4 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 4 日

三豊市長 山下 昭史

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 市有財産(土地・建物)売却(旧財田町土づくりセンター)
物 件 旧財田町土づくりセンター 別紙「物件調書」のとおり
予定価格(最低売却価格) 15,022,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2. 契約内容、入札に必要な書類及び入札の無効に関する事項を示す期間及び場所

- (1) 期 間 令和 7 年 8 月 4 日(月) 午前 9 時から令和 7 年 9 月 19 日(金) 午後 4 時まで
- (2) 場 所 三豊市ホームページ、三豊市役所及び各支所掲示場

3. 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 10 月 9 日(木) 午後 2 時から
- (2) 場 所 三豊市役所(危機管理センター) 2 階 201 会議室

4. 入札保証金及び契約保証金

要(ただし、契約保証金は入札保証金と同額とし、入札保証金を充当する。)

5. 入札参加申込の受付

- (1) 期 間 令和 7 年 9 月 17 日(水) から令和 7 年 9 月 19 日(金) まで
- (2) 時 間 午前 9 時から午後 4 時まで
- (3) 場 所 三豊市役所 総務部管財課 公共施設再配置推進室
(申込書等は持参により提出するものとする)

6. 入札参加資格

- (1) 市有財産(土地・建物)売却一般競争入札要領の内容を承諾し、順守できる者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号、以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者
 - イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後 2 年を経過していない者
 - ウ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
 - エ 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する職員

7. その他

詳細は、市有財産(土地・建物)売却一般競争入札要領による